

きせんせ長浜

発行 / 長浜市役所
 編集 / 企画政策課
 No. 5 平成18年7月15日発行
 長浜市高田町12-34
 TEL 0749-62-4111 FAX 0749-63-4111
<http://www.city.nagahama.shiga.jp/>



お知らせ

企業倒産などによる

離職者・下請け業者の窓口相談
 市では、企業倒産や不良債権処理などで、離職を余儀なくされた方や不安定経営を強いられている下請け業者の方の相談を受け付けています。各支援・助成制度の窓口は次のとおりですが、支援関連情報は各機関で共有し、包括的に相談に応じます。

従業員支援

賃金不払い - 長浜労働基準監督署 (☎623 171)

失業給付、就業手当、再就職手当 - ハローワーク長浜(☎622 030)

離職者向け融資

・離職者福祉特別資金 - 県労政能力開発課 (077-528-3751)

・生活福祉資金(離職者支援資金) - 長浜市社会福祉協議会(☎621 804)

再就職促進

離職した方の再就職 - ハローワーク長浜(☎622 030)、(財)産業雇用安定センター滋賀事務所(☎077-527-9211)

下請け業者への支援

中小企業向け融資制度

・セーフティネット貸付制度(取引企業倒産対応資金)

- 中小企業金融公庫大阪相談センター(☎06-6345-3577)、国民生活金融公庫、商工中金各支店など

・経済変動対策資金 - 長浜商工会議所(☎622 500)、商工会

小規模企業小口簡易資金 - 市商工労政課(☎658 766)

各融資制度、倒産防止相談など - 市商工労政課、長浜商工会議所、市内金融機関など

市商工労政課(☎658 766)

中退共制度をご利用ください

~国や市の掛金助成が受けられます~
 中小企業のみなさんが退職金制度を設けたい場合は、安全・確実・有利な国の退職金制度「中小企業退職金共済制度」をご利用ください。

《国の助成内容》

新しく加入する事業主に対し、従

業員1人あたり掛金月額1/2(上限5,000円)を加入4か月目から1年間助成

18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に対し、増額分の1/3を増額した月から1年間助成

《市の助成内容》

掛金月額を従業員1人あたり800円を上限に最長1年間助成(新規契約のみ)

市商工労政課(☎658 766)

水稲病虫害防除にご協力を

水稲病虫害防除を下記のとおり行います。散布区域のみなさんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。(天候等で日程変更あり)

長浜地域(地上防除)

7月23日(日)、8月6日(日)、20日(日)の午前5時~7時

長浜地域病虫害防除協議会事務局《市農林水産課内》(☎656 522)

浅井地域(無人ヘリ防除)

8月上旬頃の早朝~午前10時頃

浅井地域病虫害防除協議会事務局《北びわこ農協浅井事業所営農経済課内》(☎740 002)

びわ地域

(無人ヘリ防除)8月1日(火)~4日(金)の午前5時頃~午前10時頃

(集落協定防除)7月29日(土)~8月7日(月)早朝~午前10時頃

びわ地域病虫害防除協議会事務局《びわ支所産業振興課内》(☎725 255)

サンサンランドの利用時間にご協力を

サンサンランドでは、子どもたちが少しでも安全に遊べるように、夏休み期間中は、年齢ごとに利用時間を設定しますので、ご協力をお願いします。

【実施期間】7月21日(金)~8月31日(木)

【時間区分】乳幼児は保護者同伴

乳幼児...午前9時~午後0時45分

小学生以上...午後1時~4時45分

サンサンランド(☎656 433)

一日社会保険相談所

【とき】7月27日(木)午前10時~午後4時(受付は午後3時30分)

【ところ】長浜商工会議所

【内容】年金相談、保険料納付の相談や年金の請求

【持参物】年金手帳(年金証書)、印鑑、委任状(代理時)
 滋賀社会保険事務局彦根事務所(☎0749-23-1116)

女性の悩み相談(要予約)

【とき】8月1日(第1火曜日)午前10時~午後2時
 8月19日(第3土曜日)午後1時~午後4時

【ところ】長浜市民交流センター相談室

【相談員】下地久美子氏(臨床心理士) 託児あり(要予約)、秘密厳守
 市人権施策推進課(☎656 556・専用ダイヤル・平日)、長浜市民交流センター(☎653 366・土日)

休日納税相談

納期限までに市税の納付が困難で、平日に納税相談が受けられない人を対象に相談窓口を開設します。

【相談日】8月6日(日)

午後1時~午後4時

【相談場所】市役所税務課

(市役所本館1階)

【持参物】印鑑

【その他】ポルトガル語通訳を配置
 市税務課納税係(☎656 508)

福祉医療費受給券などが

更新になります

福祉医療費受給(助成)券、国民健康保険高齢受給者証、老人医療受給者証は8月が更新月です。

昨年度は、年金支給額が据え置かれましたが、税制改正により、年金所得控除が減額、老年者控除が廃止されたため、収入状況が変わらなくても、判定基礎となる所得が増え、更新できない場合があります。

なお、8月以降の受給券などは、7月下旬に該当者へお送りします。(老人医療受給者証は負担割合が変更になる方のみ更新します)

市保険年金課保険医療係(☎655 12)